一般財団法人日本データ通信協会　情報通信人材育成本部　九州支部
熊本県熊本市中央区紺屋今町二―二十三

二　変更年月日
平成二十五年十月一日

○財務省告示第三百三十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年九月十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年十月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	一億円	百円八十銭
〃	第九回	五億円	百円八十銭
〃	〃	十三億円	百円八十五銭
〃	〃	二億円	百一円一銭
〃	第十一回	十億円	百円六十六銭
〃	〃	二十五億円	百円七十銭
〃	第十四回	二億円	百円五十六銭
〃	第十五回	五億円	百円四十銭
〃	〃	十一億円	百円五十六銭
〃	第十六回	四億円	百円五十一銭
〃	第十七回	八億円	百円十五銭
〃	第十八回	六億円	百円四十一銭
〃	第十九回	三億円	百円八十六銭
〃	第二十回	五億円	百一円三十五銭
〃	〃	二十億円	百一円三十六銭
〃	第二十一回	二十億円	百一円六十二銭
〃	〃	二十億円	百一円六十七銭
〃	〃	十億円	百一円六十八銭
〃	〃	十億円	百一円七十二銭
〃	〃	十億円	百一円七十三銭
〃	〃	十億円	百一円七十六銭
〃	〃	十億円	百一円八十銭
〃	〃	十億円	百一円八十六銭
〃	第二十二回	二十億円	百一円五十二銭
〃	〃	三億円	百一円五十四銭
〃	第二十三回	四億円	百一円二十四銭
〃	第二十五回	五百億円	百一円四十五銭
〃	〃	十億円	百一円五十八銭
〃	〃	十億円	百一円六十八銭
〃	第二十九回	二億円	百円五銭
〃	第三十回	二億円	百円二銭
〃	〃	十億円	九十九円九十八銭
〃	〃	十億円	百円十銭
〃	〃	五十億円	百円十三銭
〃	〃	五十億円	百円十五銭
〃	〃	十億円	百円二十三銭
〃	第三十一回	十億円	九十九円八十四銭
〃	〃	十億円	九十九円九十八銭
〃	〃	二十七億円	九十九円六十二銭
〃	〃	五十億円	九十九円七十九銭
〃	〃	五億円	九十九円九十九銭
〃	第三十三回	二億円	百円
〃	第三十五回	二億円	九十九円九十三銭
〃	〃	十五億円	百円
〃	第三十六回	一億円	九十九円六十五銭
〃	第三十七回	一億円	百円九十八銭
〃	第三十八回	四億円	百二円十三銭
〃	〃	五億円	百二円二十八銭
〃	〃	百億円	百二円三十一銭
〃	〃	五億円	百二円三十三銭